

上伊那圏域に「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

上伊那圏域について、感染が顕著に拡大している状態であると認められることから、感染警戒レベルを5に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

1 感染の状況等

上伊那圏域における直近1週間(3月24日～30日)の新規陽性者数は174人、人口10万人当たりでは96.72人となっており、前週(3月17日～23日)と比較して1.4倍と増加しています。

この状況は、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル5に引き上げる目安となる基準に該当しています。また、経路不明な感染事例などリスクの高い事例が複数発生しており、感染が顕著に拡大している状態であると認められます。

したがって、上伊那圏域の感染警戒レベルを5に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

レベル	アラート	圏域【直近1週間の新規陽性者数(人口10万人当たり)】
5	特別警報Ⅱ	佐久【246人(120.34人)】、上田【249人(128.41人)】、 <u>諏訪【403人(207.90人)】</u> 、 <u>上伊那【174人(96.72人)】</u> 、南信州【325人(209.21人)】、松本【669人(157.90人)】、長野【1,107人(207.80人)】、北信【165人(199.89人)】
3	警報	北アルプス【52人(92.47人)】
1	—	木曾【10人(39.25人)】

2 県民・事業者の皆様等へのお願い

県民及び事業者の皆様におかれては、別添「新型コロナウイルス感染防止についてのお願い」に沿って、県としての対策へのご協力をあらためてお願いいたします。

上伊那圏域の皆様は、レベル5に応じた対策にご協力ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」

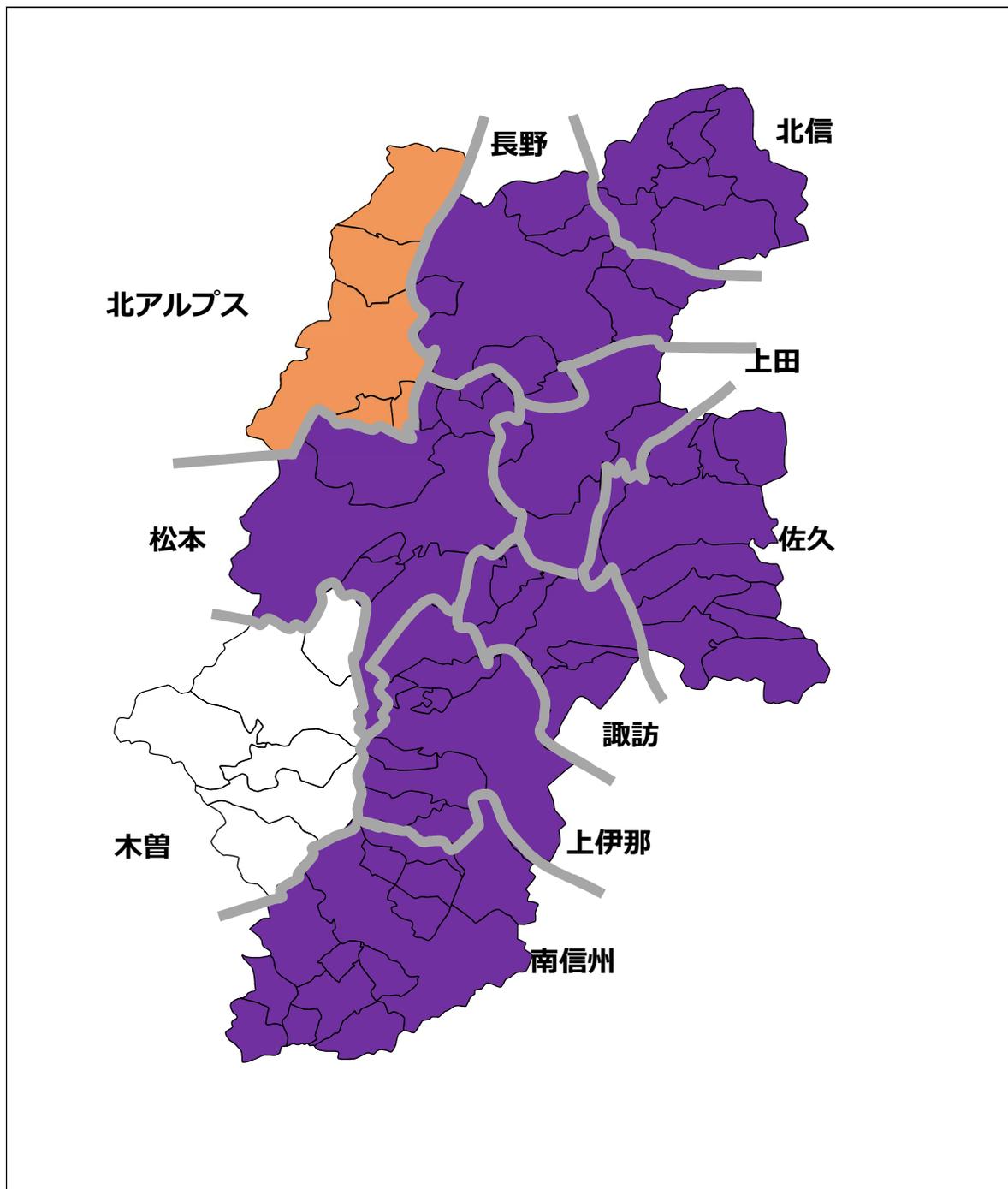


新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
 消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
 (室長) 湯沢 秀保 (担当) 南沢 潤
 電話 026-232-0111 (内線 4705)
 FAX 026-233-4332

県内の感染警戒レベル (R4. 3. 31 現在)

感染警戒レベル5の地域	8圏域	佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、 <u>上伊那圏域</u> 、南信州圏域、松本圏域、長野圏域、北信圏域
感染警戒レベル3の圏域	1圏域	北アルプス圏域
感染警戒レベル1の圏域	1圏域	木曽圏域



新型コロナウイルス感染防止についてのお願い

1 県民・事業者の皆様へのお願い

年度末・年度始めの人の移動や行事・会食等の増加、さらには、より感染力が強いとされている B A. 2 による感染の拡大に警戒が必要な状況です。

県民及び事業者の皆様におかれては、特に別紙「高齢者や基礎疾患がある方を守り 第 6 波を克服するためのお願い」に沿った対応をお願いします。

ワクチン追加接種については、接種券が届いたら、できるだけ速やかに検討してください。特に、高齢者や基礎疾患がある方は、初回（1・2回目）接種も含めて積極的なご検討をお願いします。

2 県としての対策

県民の皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、上記 1 に加え、次に掲げる県の対策にご協力いただくようお願いします。

- ・(★)を付した項目はレベル5、(◇)を付した項目はレベル4及び5の圏域に限定した対策です。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年長野県条例第 25 号）に基づき実施するものです。

(1) 県民の皆様への協力依頼

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください (◇)
- ② 飲食店等での会食は、同一テーブル 4 人以内、2 時間以内としてください。(★)
- ③ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください

(2) 事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください
- ② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください (◇)
- ③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください (★)
- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いします
- ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル 4 人以内としてください。(★)

【従業員に対する感染防止対策】

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします
- ③ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

【社会機能を維持するための対応】

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等の皆様は、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください

- ② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いします

(3) 県が実施する対策

- ① 高齢者施設等における感染防止対策の支援
② 学校における感染防止対策の徹底
③ 保育所等における感染防止対策の徹底
④ 公共施設における感染防止対策の徹底 (★)

(1) 県民の皆様への協力依頼

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください(特措法第24条第9項)(◇)
- 人との距離(マスク有でも最低1m)が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けてください。
 - 高齢者、基礎疾患等(呼吸器疾患や心血管疾患、糖尿病、肥満(BMI:30以上)、高血圧、喫煙など)があるなど重症化リスクが高い方やワクチン未接種の方は特に注意してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店など対策の取れている店舗の利用を推奨します。
 - 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えてください。
- ② 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。(★)
- 5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けて着席してください。また、大声での会話は控えるなど、感染防止にご配慮ください。
- ③ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください
- 県内では、オミクロン株への感染による子どもの重症例は報告されていませんが、感染速度が速く、二次感染リスクが高いオミクロン株から子どもたちを守ることはもちろん、社会機能維持の観点や重症化リスクが高い高齢者等を守る観点からご家族等への感染を防ぐため、子どもや保護者の皆様は、学校や保育所等が取り組む感染防止対策へ協力してください。
 - なお、対策の長期化に伴い、生活や学習などで困りごとを抱えた子どもや保護者が、気軽に悩みを相談できる窓口を周知します。

(2) 事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください
(特措法第24条第9項)
- ② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください(特措法第24条第9項)(◇)
- 入場者数の制限(人と人との距離を概ね2メートル程度確保)

- 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください（特措法第 24 条第 9 項）（★）
- イベント主催者の皆様は次の対応を徹底し、必要な感染防止対策を厳格に講じてください。
 - ア 参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントは、「感染防止安全計画」※を策定し、事前に県に提出
 - イ ア以外のイベントについては、「チェックリスト」※を作成の上、HP 等で公表
 - ※ 「感染防止安全計画」の策定・県への提出、または「チェックリスト」の作成・公表は、レベル 5 地域におけるものに限らず、全てのイベントで必要です。様式は県ホームページでご確認ください。
 - (対策例)・誘導員の配置等による来場者間の密集回避
 - ・検査の実施等出演者やスタッフの健康管理の徹底
 - ・入場時の検温等による有症状者の参加防止
- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いします
- ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル 4 人以内としてください。（★）
- 5 人以上のグループは、1 テーブル 4 人以内となるよう、テーブルを分けた着席を促してください。また、利用客へ基本的な感染防止対策とマスク会食を呼びかけてください。
 - ※ 「信州の安心なお店」認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ登録店における人数制限緩和（同一テーブル 5 人以上の利用）は 1 月 23 日から停止しています。

【従業員に対する感染防止対策】

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ③ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

【社会機能を維持するための対応】

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等の皆様は、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください
 - 事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制を整備してください。

- ② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いします

(3) 県が実施する対策

① 高齢者施設等における感染防止対策の支援

- 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助します。(◇)
- 感染拡大時には、当該施設の従業者等を対象に、必要に応じて集中的な検査を実施します。(★)

② 学校における感染防止対策の徹底

県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底した上で通常登校とすることを基本とし、これまでの「予防的対策の徹底」と「陽性者発生時の対応」は原則継続します。

なお、特別支援学校についても、同様の対応を基本としますが、児童生徒一人ひとりの状況に配慮し慎重に対応します。

また、市町村立学校及び私立学校に対し、圏域や校内の感染状況、児童生徒の年齢、施設の状況等に応じた適切な対応を依頼します。

<予防的対策の徹底>

- 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合には登校しない、させないことを徹底
- 各教科等の指導において、グループワークや合唱など感染リスクの高い学習活動は実施しない(★)
- 学校行事等については、感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期
- 部活動の実施にあたっては、1日の活動時間を2時間程度に短縮し、近距離で組み合ったり接触したりする感染リスクの高い活動、練習試合、合宿等は原則実施しない(★)

なお、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止の観点から必要な練習(合宿は除く)は認める。

<オミクロン株の特性を踏まえた陽性者発生時の対応>

- 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者が発生した学級の児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底するとともに、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- 閉鎖する学級以外の児童生徒も含め、陽性者との接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わず飲食を共にした場合またはそれと同等程度に感染可能性が高いと見込まれる場合は、出席停止
- 陽性者が発生していない学級においても20%程度の出席停止者がいる場合には、

陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

※特別支援学校においては、保健所による濃厚接触者の特定が従来どおり行われることから、これまでの対応を継続（小学校については、この取扱いを参考とすることを依頼）

- 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底
- 陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖し、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- 陽性者が発生していない学級においても20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

<学びの保障と居場所の確保>

- 登校に不安のある児童生徒を欠席扱いしないことを徹底。その場合、自宅学習、オンライン学習等による丁寧なサポートを実施
- 臨時休業時においては、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業等により学びを保障するとともに、小学校低学年の児童などを考慮し、居場所の確保を検討

③ 保育所等における感染防止対策の徹底

- 保育所等については、オミクロン株の特性を踏まえ、引き続き基本的な感染対策を徹底しながら原則開所することに加え、以下について市町村等に依頼します。
 - ア 感染リスクが高い活動を避け、感染を広げない形で保育を行うこと
 - イ 不要不急の行事は自粛し、開催が必要な行事は感染対策を徹底した上で、実施すること（◇）
 - ・入園式等の行事は、ゼロ密（分散開催、入替制による参加人数の制限等）、十分な換気、手指消毒、大人の正しいマスクの着用等、感染対策を徹底して行うこと
 - ・大人数での会食を伴う行事は中止・延期を検討すること
 - ウ 無理なくマスクの着用が可能な児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を奨めること。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めないこと
 - エ 市町村の感染状況に応じ、家庭で保育ができる保護者に対して可能な範囲で登園を控えていただくよう呼びかけることを検討すること（◇）
 - オ 市町村の感染状況に応じ、感染に不安がある保護者に対して登園自粛を呼びかけることを検討すること（◇）
 - カ 登園自粛、クラス閉鎖等の範囲等については、感染拡大を防ぐ観点から、「保育所等における濃厚接触者の範囲の考え方の目安」や保護者の状況、市町村の感染状況等を踏まえて安全面を重視して判断すること
 - キ 保育士等に対する検査キットを活用した検査を推奨すること（★）
- 放課後児童クラブについては、保育所等に準じた対応をするよう市町村に依頼し

ます。

④ 公共施設における感染防止対策の徹底（★）

- 県の公共施設について感染対策を徹底することとし、対策の徹底が困難な場合には休止等の措置を検討します。また、市町村に対しても同様の対応を行うよう協力を要請します。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、県外との往来が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

誰もが自分事として捉え、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

上記、「県民・事業者の皆様へのお願い」及び「県としての対策」は、令和4年3月29日に新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で決定された内容です。

高齢者や基礎疾患がある方を守り 第6波を克服するためのお願い

別紙

重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方を守り、新規陽性者数を抑制しながら社会経済活動を回復していくため、県民の皆様には次のことへのご協力をお願いいたします。

※レベルに応じた別に定める依頼にもご協力をお願いします

令和4年3月29日 長野県知事 阿部守一

1 高齢者や基礎疾患がある方の感染防止にご協力ください

- ・同居の方に体調不良の方、濃厚接触者等がいる場合には、家庭内でもお互いにマスクを着用するなど十分注意してください。
- ・同居の方も含め感染が心配な場合には、無料検査をご活用ください。

2 体調がすぐれないときは、外出を控え、速やかに医療機関を受診してください

- ・職場や学校では、休みやすい環境づくりに引き続きご協力ください。

3 県外を訪問するときは、感染リスクが高い場面を避け、慎重に行動してください

- ・特に高齢者や基礎疾患がある方は、十分にお気をつけてお出かけください。

4 ワクチンの追加接種をご検討ください

- ・接種券が届いたら、速やかにワクチンの追加接種についてご検討ください。
- ・特に高齢者や基礎疾患がある方は、1・2回目接種も含めて積極的にご検討ください。

なお、以下の基本的な感染防止対策にも引き続きご協力をお願いします

- ・人との距離の確保
- ・マスクの正しい着用（不織布マスク推奨）
- ・手洗い・手指消毒
- ・ゼロ密を意識
- ・屋内や車内の十分な換気
- ・会食をする際はできるだけ少人数で黙食を基本とし、会話の際はマスクを着用

年度末・年度始めにおける感染対策強化期間 (3/19から4/10まで)

人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、以下の内容に特にご協力ください。

【県民の皆様へ】

- 謝恩会・歓送迎会など会食を行う際や、旅行を行う際は基本的な感染防止対策を徹底してください
- 進学・就職・帰省等による来県をできるだけ分散化してください

【事業者の皆様へ】

- 入学式、入社式などの行事を行う際は感染防止対策を徹底してください
- 転勤や引っ越しの時期の分散化をご検討ください